

# 平成30年 年末年始の交通安全県民運動・実施要綱

## 第1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 第2 期間

平成30年12月21日（金）から平成31年1月4日（金）までの15日間

## 第3 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

## 第4 推進機関・団体等

別紙1「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体」（以下「推進機関・団体」という。）のとおり。

## 第5 運動のスローガン

「飲酒運転ダメなの わかるよね?！」

## 第6 運動の重点

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 子供と高齢者の交通事故防止（特に、歩行者事故の防止）
- 3 二輪車の交通事故防止（マナーアップの推進）
- 4 早めのライト点灯（原則ハイビーム）による夜間の交通事故防止

## 第7 運動の重点に関する主な推進項目

### 1 「飲酒運転の根絶」に関する推進項目

この時期は、忘年会や新年会など飲酒の機会が増えることに伴い、飲酒運転の増加が懸念されることから、運転者を始め広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故を起こした場合の責任の重大性、事故被害者の悲惨さを訴えて、意識改革を進めるとともに、「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づき、県、県民、事業者等が一体となって飲酒運転の根絶を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、飲酒運転の根絶に向けた地域、職場、家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- (2) 各種広報媒体を活用した飲酒運転の根絶に関する広報啓発活動の推進
- (3) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (4) 各家庭における「飲んだらむカエル運動」の促進
- (5) 翌日の運転に支障のない飲酒量等の啓発（二日酔い運転の防止）
- (6) 飲酒運転の悪質性・危険性の理解や飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の促進
- (7) 各事業所による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

- (8) 飲酒運転をしている者又は飲酒運転をすることになるおそれのある者に対し、飲酒運転をしないよう声掛けをするなど状況に応じた適切な対応を講ずる取組を促す

## 2 「子供と高齢者の交通事故防止（特に、歩行者事故の防止）」に関する推進項目

次代を担う子供のかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ること及び増加傾向にある高齢者関連の交通事故を防止するため、子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、一般の運転者、その他の交通参加者の子供と高齢者に対する保護意識の醸成を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 通学路等における幼児・児童の安全の確保
  - ア 安全に通学路等を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育、広報啓発の促進
  - イ 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
  - ウ スクールゾーンや通学路等における幼児・児童の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
- (2) 幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用（あごひもの装着等）と幼児二人同乗用自転車に乗車させる場合のシートベルトの着用などの安全利用の促進
- (3) 子どもと高齢者に対する思いやりのある運転の促進
- (4) 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の促進
- (5) 広報啓発活動等を通じた高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- (6) 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発
- (7) 運転免許証の自主返納制度、返納者への支援措置及び運転適性相談窓口の積極的な周知等による自主返納等の促進
- (8) 75歳以上の高齢運転者への対策を図るための改正道路交通法の内容の周知徹底
- (9) 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進
- (10) 街頭での高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- (11) 70歳以上の運転者について高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、高齢者マークを表示している自動車に対する保護義務の周知徹底
- (12) 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進
  - ア 各種広報媒体を活用した反射材用品、明るい目立つ色の衣服等の着用効果に関する広報啓発活動の促進
  - イ 衣服、履物等、身の回り品への反射材等の組み込みの促進
- (13) 「自転車安全利用五則」を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底
- (14) 夕暮れ時における自動車の前照灯の早め点灯の励行

## 3 「二輪車の交通事故防止（マナーアップの推進）」に関する推進項目

平成29年中の二輪車関連事故の死傷者数は1,247人で、全死傷者数（6,189人）の20.1%を占め、全国の割合（10.5%）の約1.9倍と高くなっており、二輪車の安全利用を促進し、二輪車利用者の交通安全意識の高揚と運転マナーアップを図るため、次の項目を推進する。

- (1) 交差点における一時停止、安全確認の徹底

- (2) スピード超過、渋滞時及び走行時のすり抜け、路肩走行、無理な追い越しや車線変更、走行中の携帯電話使用等の危険性についての周知徹底
- (3) 適正なヘルメット着用（あごひもの装着等）の徹底とプロテクター装着の促進
- (4) 二輪車の点検整備など適正な保守管理の促進
- (5) 二輪車安全運転5則（別添「各種運動のスローガン」参照）の徹底
- (6) 家庭・地域ぐるみによる暴走族三ない運動（暴走行為をしない、させない、見に行かない）の徹底

#### 4 「早めのライト点灯（原則ハイビーム）による夜間の交通事故防止」に関する推進項目

12月は一年を締めくくる多忙な時期であり、夕暮れ時から夜間にかけて「車両と人」の動きが重なり合うことや視認性の低下などの要因により、道路交通の危険が高まり交通事故が発生するおそれがあることから、夜間の交通事故を防止するため、次の項目を推進する。

- (1) 前照灯は、走行用前照灯（ハイビーム（上向き））が原則であり、対向車や前車がある場合は、すれ違い用前照灯（ロービーム（下向き））に切り替えることの周知徹底
- (2) 自動車運転者に対する実施内容
  - ア 夕暮れ時における自動車の前照灯の早め点灯の励行
  - イ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
- (3) 歩行者に対する実施内容
  - ア 反射材用品等の着用
  - イ 泥酔して路上に寝込むことは、重大な交通事故につながるので絶対に行わない。

### 第8 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、現在の厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、上記第6・第7に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

### 第9 運動の実施事項

#### 1 運転者の実施事項

- (1) 飲酒運転の危険・反社会性を十分認識し、「少しの距離だから、これくらいの量なら大丈夫」等という気持ちを捨て、飲酒運転は絶対にしないとの強い信念を持つこと。（事故を起こしたときの代償が大きいことの認識）
  - また、翌日に自動車を運転する予定がある場合には、適量飲酒に努める。（二日酔い運転の防止）
- (2) 無謀運転、暴走行為の反社会性を自覚し、正しい交通マナーを実践することにより人に優しい運転を心がける。
- (3) 「高齢運転者標識（高齢運転者マーク）」を付けた車両や高齢歩行者の保護に徹した「高齢者への思いやり」を基調とした安全運転を励行する。
- (4) 高齢運転者は、参加・体験・実践型等の交通安全教育や運転適性診断を積極的に受け、自分自身の運転適応能力に応じたゆとりのある運転を励行する。
- (5) 歩行者や対向車に自車の接近を知らせるために「見せること、見られること」の「早めのライト点灯」を励行する。
- (6) 対向車や先行車がない状況においては、走行用前照灯（いわゆるハイビーム）の使用を心がけ、夜間の交通事故防止に努める。

- (7) 走行中の車間距離に注意し、優先妨害、割り込み等の事故を常に意識して運転に臨む。
- (8) 歩道や路肩帯に立っている歩行者を発見したら横断するかもしれないと考え、その動静に注意し、万が一に備えた走行を行う。
- (9) 運転中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」をしない。
- (10) シートベルトは自ら正しく着用するとともに、同乗者にも正しく着用させる。
- (11) 二輪車の運転者は左折時の巻き込みや、右折車と直進車による事故には十分配慮すること。

#### 2 地域・家庭における実施事項

- (1) 速度超過等無謀運転や飲酒運転の危険性・迷惑性・反社会性、事故の及ぼす影響の大きさについて家族で話し合い、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付ける。
- (2) 自動車（二輪車）で出かける際は、速度超過等無謀運転や飲酒運転を絶対にしないことと、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの装着を徹底する。
  - また、二輪車はヘルメットを正しく着用（あごひもの装着等）するよう、家族、友人等の同行者がお互いに声かけを励行する。
- (3) 各種行事を通じて、飲酒運転、無謀運転等の危険・迷惑・反社会性や、事故を起こしたときの責任の重大性について認識させ、飲酒運転・無謀運転等を許さない気運の醸成を図る。
- (4) 地域で行う会合等で交通事故被害者の声、体験を生かした啓発活動を推進し、飲酒運転・無謀運転等の追放気運の醸成を図る。
- (5) 各種行事・会合や家庭向け広報媒体（回覧板、チラシ）を活用し、早めのライト点灯と反射材の必要性についての啓発に努める。
- (6) 高齢者に接するあらゆる機会を利用して、交通安全思想の普及に努めるとともに、高齢者と暮らす家族の役割の重要性を理解し、家庭における交通安全教育を実践するほか、外出時の声かけなどに努める。
- (7) 家族ぐるみで交通安全講習会へ積極的に参加するなど、飲酒運転の危険性、歩行時の事故状況、交差点事故状況等をよく理解し、交通安全について家族ぐるみで配慮する。
- (8) 運転中・歩行中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」、「歩きスマホ」について、危険性を認識する。

#### 3 職場における実施事項

- (1) 事業所等において、交通安全講習会等を開催する際は、高齢者を交通事故から守る意識の高揚を図る。
- (2) 事業所等において、高齢運転者の健康増進を図るとともに、高齢運転者に対しては、運転適性診断等の一層の活用を努め、交通事故防止を図る。
- (3) 朝礼や会議等の人が集まるときに、飲酒運転の悪質性、危険性及び反社会性を各人に認識させ、自らの職場から飲酒運転者を絶対に出さない等飲酒運転の追放気運醸成を図るとともに、社内広報紙（誌）等を活用し啓発に努める。
- (4) 二輪車を運転する際は、ヘルメットを正しく装着（あごひもの装着等）することと、すり抜け運転は絶対にしないよう啓発に努める。
- (5) 早めのライト点灯の効果、必要性について啓発し、職場ぐるみで、「早めのライト点灯」の環境作りに努める。
- (6) 対向車や先行車がない状況においては、走行用前照灯（いわゆるハイビーム）の使用を心がけ、夜間の交通事故防止に努めるよう周知を図る。
- (7) 運転中・歩行中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」、「歩きスマホ」について、危険性の周知を図る。